

三重縣公報

第千三百五十四號

昭和六年十二月二十一日

月 曜 日

告 示

●三重縣告示第千三百三十二號

左記道路ノ供用ヲ廢止ス

昭和六年十二月二十一日

三重縣知事

廣 瀬 久 忠

桑名郡益生村大字矢田字大日六八番ノ六ノ内

一、道路 一步四合八勺

●三重縣告示第千三百三十三號

昭和六年十二月十八日附ヲ以テ木炭檢査證箋賣捌人ヲ左ノ通變更セリ

昭和六年十二月二十一日

三重縣知事

廣 瀬 久 忠

指 定
廢 止

北牟婁郡九鬼村
同 村

稻 葉 幸 吉
田 崎 常 次 郎

●三重縣告示第千三百三十四號

十一月中蠶絲業法施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ免許シタルモノ左ノ通

昭和六年十二月二十一日

三重縣知事

廣

久

忠

蠶種ニ關スルモノ

從業者ノ部

免許番號

免許年月日

業種

住所

氏名

雇主住所

氏名

三二七 昭和六年十一月十六日

蠶種賣買

飯南郡射和村

新田喜一

飯南郡射和村

丸山芳助

●三重縣告示第千三百三十五號

神宮皇學館ニ於テハ左記要項ニヨリ昭和七年度同館普通科ニ入學セシムヘキ生徒ヲ募集セリ右ニ付地方長官ノ薦舉ヲ得ムトスル者ハ昭和七年二月二十日迄ニ願書ヲ提出スヘシ

昭和六年十二月二十一日

三重縣知事

廣

久

忠

記

一、採用 人員 第一學年 約二十五名

二、志願者ノ資格 尋常小學校卒業者ニシテ左ノ各號ノ要件ヲ具備スルコト

(イ) 資性善良品行方正ニシテ身體健全ナル者

(ロ) 卒業後神職タラムトスル志操堅固ナル者

(ハ) 神職及之ニ準スヘキ者ノ子弟ニシテ年齢十四歳以下(大正七年四月以降出生)タルコト

(ニ) 補給以外ノ學資ヲ自辨シ得ル者タルコト

在學中ノ者ニシテ當該學校長ニ於テ其ノ年度ニ卒業ノ見込アル旨證明シタル者ハ前項ニ準シ出願スルコトヲ得

三、薦舉 手續

志願者ハ履歷書、學業成績書(在學中ノ者ハコノ外ニ卒業見込ノ證明書ヲ添付ノコト)、身體検査書、戶籍謄本及寫眞(寫紙付裏面ニ撮影年月日ヲ自書セルモノ)ヲ添

へ地方長官ノ薦舉ヲ仰クヘシ

四、採用豫定者

館則第五十三條及第五十五條ニ依リ薦學生ヲ詮衡ノ上先ツ採用豫定者ヲ選定シ其ノ採否ハ直ニ各推薦者並本人ニ通知ス

五、入學 許否

採用豫定者トシテ選定通知ヲ發シタル者ヲ昭和七年三月二十七日午前八時本館ニ出頭セシメ身體検査及筆答並口頭試問ヲ行ヒ入學ヲ決定ス

六、修業 年限 五箇年

七、學資 補給

(イ) 授業料ヲ徴收セス

(ロ) 一人ニツキ月額金額拾圓以内ノ學資ヲ補給ス

八、徵集 延期

昭和二年四月法律第四十七號兵役法第四十一條ニ依リ普通科生徒在學中徵集ヲ延期セラ

九、卒業 資格

(イ) 無試験ニテ普通神職タルコトヲ得

(ロ) 神宮皇學館本科入學

但シ募集定員ヲ超過シタル場合ハ一般有資格者ト同様選拔試験ヲ行フモノトス

廣 告

●公賣取消公告

三重郡菰野町大字菰野一、二一六

滞納者 矢 田 榮 一

右者ニ對スル差押物件十二月二十六日公賣ノ件ハ滞納

金完納ニ付公賣ヲ取消ス

右公告候也

昭和六年十二月

三 重 縣

●號外發行

本月十九日縣公報號外發行セリ

通牒照會

●農第六、〇〇六號

昭和六年十二月二十一日

內 務 部 長

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

本縣物産宣傳即賣會並產業ト觀光ノ大博覽會出品ニ關スル件

明年一月十六日ヨリ二十二日迄横濱市伊勢佐木町野澤屋ニ於テ本縣物産宣傳即賣會並明年四月十二日ヨリ六月五日迄金澤市ニ於テ開催ノ産業ト觀光ノ大博覽會出品ニ關シ去ル十日縣農會樓上ニ於テ出品事務打合會開催別記要項ノ通り決定致候條貴部内當業者ニ周知方御取計ノ上優良物産ヲ精々出品候様御勸奨相成度及照會候也

追テ産業ト觀光ノ大博覽會ハ會期中晴天ノ場合ハ全會場ヲ夜間開場スル旨打合後本會ヨリ通知有之候條件ヲ御示達相成度申添候

金澤市主催産業ト觀光ノ大博覽會本縣出品事務打合會事項

一、出品ニ關スル件

1. 本縣ノ出品陳列場所ハ大體陳列戸棚二十五小間ノ豫定ニシテ場所料ハ出品者若ハ出品取纏團體ノ負擔トス

裝飾料ハ内外共一切縣費ヲ以テ統一ノ裝飾ヲ爲スモ更ニ出品者ノ負擔ヲ以テ特別ノ裝飾ヲ施設シ得ルモノトス

2 出品ハ主トシテ縣區域ノ諸團體市町村工業組合、同業組合、産業組合其ノ他ノ團體ニ於テ御取纏メ斡旋

ヲ希望スルモ右方法ニ依リ難キモノ又ハ個人出品ヲ適當ト認モルモノ等ハ此限リニ在ラス
 3 出品希望者ハ十二月二十五日迄ニ所要陳列戸棚小間數ヲ前記團體ヲ經由シ申込ノコト
 特ニ臺若ハ土間ヲ必要トスル向ハ場所料金ヲ負擔スルハ勿論陳列裝飾一切出品者ノ自營トス但シ縣費
 豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ施設費ノ一部ヲ補助スルコトアルヘシ
 申込小間單位ハ半小間未滿ハ取扱サルニ付半小間未滿ヲ必要トスルトキハ地方的ニ共同シ半小間以上
 ニ御取纏メ申込セラレタシ

4 出品場所使用料ハ縣ニ於テ取纏メ本會ニ前納ヲ要スルヲ以テ小間料ハ縣ヨリ小間配當決定通知アリタ
 ルトキハ直ニ縣廳農商課ニ送金セラレタシ

5 出品陳列戸棚、臺、土間、使用料左ノ如シ

(イ)陳列戸棚使用料

一小間 間口六尺奥行三尺 參拾五圓

半小間 間口三尺奥行三尺 貳拾圓

硝子面ニ依リ計算サルルニ付實面積以上ニ使用料ノ負擔ヲ要スルコトアリ

(ロ)陳列臺使用料

一小間 間口六尺奥行三尺 貳拾五圓

半小間 間口三尺奥行三尺 拾五圓

(ハ)館内土間使用料

特等 五拾圓
 一等 參拾五圓
 二等 貳拾圓

特等 參拾圓
 一等 貳拾五圓
 二等 拾五圓

特等 參拾圓
 一等 貳拾五圓
 二等 拾五圓

6 縣費支辨裝飾豫定小間數ハ前記ノ通ナルヲ以テ別ニ土間及戸棚臺等ヲ必要トセラルル場合ハ之カ斡旋
 ヲ爲スモ場所料裝飾費一切ハ出品人ニ於テ負擔セラレタシ

7 出品物ハ地方特産ノ紹介上意義アル代表的優良品ヲ選定シ陳列ニ際シ從來ハ往々アル詰込主義ニ依ラ
 サルコトニ留意アリタシ

若シ割當小間ニ比シ出品點數多量ニシテ全部ノ陳列ヲ不適當ト認ムルトキハ縣出張員ニ於テ適宜選定
 制限スルコトアルヘキヲ以テ豫メ御承知アリタシ

8 出品小間數並場所ノ割當ハ縣ニ於テ最モ公正ニ抽籤等ノ方法ニ依リ決定ノ上不日通報ス

9 館内出品物ハ賣約ヲ爲スノ外即賣ノ取扱ヲモ爲スヘキニ付多量即賣ノ見込アル物産ハ當初ヨリ相當ノ
 點數ヲ出品セラルルト共ニ更ニ追加出品ノ通報アリタルトキハ直ニ送付出來得ル様準備アリタシ

10 出品物ノ賣約及即賣ニ關スル事務ハ博覽會當局ニ於テ之ヲ行ヒ出品者直接ノ干與ハ一切許サレサルニ
 付承知アリタシ

11 出品物ハ陳列後可成出品臺帳ト現品トヲ對照ノ上縣係員ニ於テ引繼ヲ受ケルコトニ致シタシ

12 出品物ノ引取ハ可成出品團體若ハ出品者又ハ其ノ代理者出張シ處理セラレタシ

13 出品目録用紙、出品物附札等ハ請求アリタルトキハ直ニ送附スヘキニ付所要數十二月二十五日迄ニ申
 出アリタシ

14 出品目録ハ三通調製シ二月末日迄ニ當廳農商課ニ到着スル様差出アリタシ

二、陳列裝飾ニ關スル件

1 陳列裝飾ニ付テハ陳列戸棚上部、縣名標識及戸棚内部裝飾ハ縣費ヲ以テ支出スルモ出品者箇々ノ希望

- 1 ヲテ更ニ特別ノ裝飾ヲ附加セララルル向ハ其ノ部分ニ要スル經費ハ出品人ニ於テ負擔セラレタシ
 - 2 前號ノ特別裝飾ヲ施サムトスルトキハ該請負責任者ノ氏名ト完成期日ヲ届出ラレタシ
 - 3 特別裝飾ハ出品者ノ任意ナルモ他ノ出品物又ハ通路ノ妨害トナラサル様全體ノ體裁ヲ損セサル様夫々留意セラレタシ
 - 4 特別裝飾ヲ施設セラルルトキハ必ス四月五日迄ニ完成セラレタシ
 - 5 音響、照明、動力、水熱等ヲ應用セムトスル裝置ニ對シテハ豫メ申出アリタシ
- 右ニ要スル施設費及使用料ハ申込者ノ負擔ト承知アリタシ
- 參照(電氣供給要項)

- 1 博覽會場内ニ於ケル電氣ノ供給ハ總テ一期間(五十五日)ノ定額トス
 - 2 電氣使用料金ハ總テ前納トシ途中廢止休止又ハ減少スルコトアルモ割戻ヲ行ハス但シ會期ノ途中ヨリ申込ミタルモノニ限リ開會當日ヨリ送電ノ日迄ヲ日割計算ニ依リ減額スルモノトス
 - 3 會期ノ前後ニ於テ準備等ノタメ電氣ヲ要スルモノニハ日割計算ヲ以テ供給ス
 - 4 電氣供給設備ハ總テ需用者ノ負擔ヲ以テ市ニ於テ施行スルモノトス、設備ニ要スル費用ハ前納トス
- 三、出品物ニ關スル件

- 1 出品物ハ荷造ニ注意シ三月末日迄ニ金澤市主催産業と觀光の大博覽會、會場内博覽會事務局ニ到着スル様發送セラレタシ尙左記運送店扱トシテ發送セラレタシ
 - 金澤合同運送株式會社
 - 2 出品物ハ保管整理上必要ニ付荷箱ニ「金澤博三重縣出品物」ナルコトヲ明記セラレタシ
 - 3 出品物ニハ必ス一點毎ニ附札ヲ附シ賣約、即賣品ハ附札及出品目錄摘要欄ニ其ノ旨朱書スルコト
- 非賣品、參考品ハ其ノ旨價額欄ニ價額ノ附記トシテ朱書スルコト

- 4 出品物ニシテ外部ヨリ其ノ内容品ヲ見透シ難キモノハ別ハ硝子瓶其ノ他適當ノ容器ニ見本品トシテ添付セラレタシ
 - 5 出品物附札ニ記載ノ價格ハ出品目錄ト一致スル様特ニ注意セラレタシ
 - 若シ出品附札ト出品目錄記載價格ト相違スルモノハ目錄記載價格ヲ正ナリト認メ處理スヘキニ付承知アリタシ
 - 6 賣約及即賣ハ總テ本會直接之ヲ取扱ヒ手数料トシテ賣上額ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ本會ニ納付スルモノトス
 - 7 出品物ノ往返運賃荷造費用ハ出品人ニ於テ負擔セラレタシ
 - 鐵道省及同省トノ連絡ノ私設鐵道汽船會社ノ運賃ハ二割引ノ特典アリ
 - 8 出品物ハ出來得ル限り出品申込團體ニ於テ取纏メ送付セラレタシ尙荷物發送ノ場合ハ其ノ個數、荷姿等農商課商工係宛通知ノコト
 - 9 即賣品補充ノ場合ハ縣區域各種團體出品者所在支廳市町村又ハ組合團體ニ速報スヘキニ付追加目錄ト共ニ現品ヲ博覽會事務局ニ追送セラレ尙目錄(二通)及荷物送附月日扱店名ヲ記載シタル書面ヲ添付シ農商課宛送附セラレタシ
- 四、出品者ニ關スル件
- 1 出品人ハ陳列ノ爲出來得ル限り本人又ハ代理人出品團體代表者等ノ出張ヲ希望スルモ若シ出張出來難キ場合ハ目錄提出ト同時ニ其ノ旨通知アリタシ
 - 2 博覽會出品人及關係役員ニ對シテハ鐵道省及同省ト連絡スル私設鐵道汽船會社乘車船賃二割引ノ特典アリ故ニ割引證必要ノ向ハ隨時當廳農商課宛申出アリタシ
 - 3 看守人ハ平均十小間ニ付一人配當ノ見込ニ付若シ増員ヲ希望セララルル向ハ備入斡旋(一人一日七拾錢

- 見當)スヘキニ付二月末日迄ニ申出相成タシ其ノ場合ニ於ケル費用ハ出品人ノ負擔ト承知セラレタシ
- 4 寫真品以外ノ出品物ニハ記念狀或ハ記念章ヲ贈呈セララルニ付御了知アリタシ
- 5 審査ヲ行フモノハ農産、學藝、美術工藝品ニシテ同各館ノ出品ニ限ルヲ以テ右各館ニ出品希望ノ向ハ其ノ旨申出相成ルト共ニ別途目錄解說書ヲ作成提出セラレタシ尙其ノ場合ニ於テハ小間數ハ一小間以上ニシテ半小間ハ認メサルニ付出品者ニ於テ各自共同シテ御申込アリタシ美術學藝ニ關スル出品物ニ限リ賣却ノ場合ハ手數料トシテ百分ノ十五ノ納付ヲ要スヘキニ付御承知アリタシ

- 五、其ノ他
 - 1 本會開期中見本市開催セララルヘキニ付參加希望ノ向ハ申出ラレタシ
 - 2 賣店希望ノ向ハ餘旋スヘキニ付申出ラレタシ
 - 3 會場内ニ廣告物表示希望ノ向ハ申出ラレタシ

三重縣物産宣傳即賣會開催要項

- 一、會 名 三重縣後援三重縣物産宣傳即賣會
- 一、主催者 三重縣實業組合聯合會並三重縣勸業協會共催
- 一、會 期 自昭和七年一月十六日 至同同二十二日
- 一、會 場 橫濱市中區伊勢佐木町 野澤屋 五階ホール
- 一、會場面積 約壹百坪(約六十小間)
- 一、出品目錄提出期限 十二月二十五日迄ニ所要小間ノ申込ヲ爲スト共ニ同期日迄ニ別紙様式ニ依リ出品目錄調製ノ上三通農商課ニ提出ノコト
- 一、出品物販賣 出品物ハ總テ即賣トシ賣上高ノ一割五分ヲ手數料トシテ野澤屋ニ納入スルコト

- 一、出品物種類 陶磁器、漆器、タオル、アイロン、磁器鐵器、傘、及物、綿絲、履物、玩具、眞珠、伊勢表、竹製品、靴中敷、和紙、伊勢海苔、食料品罐詰、御殘材製品、メリヤス、オブライト、伊勢茶、紅茶、木炭、菓子、布糊、澤庵

一、出品費用

- イ、出品物往送ニ要スル荷送運賃諸掛リハ出品者ノ負擔トシ返戻ノ費用ハ主催者ニ於テ負擔ス
- ロ、出品者又ハ出品團體ハ會期中宣傳其ノ他ノ費用ニ充ツル爲一小間ニ對シ金貳圓ノ出品料ヲ申込ノ際同時ニ送金セラレタシ

一、出品物發送

- 1 出品物ハ一月十日迄ニ必ス到着スル様發送セラレタシ、發送ノ場合ハ個數荷姿ヲ農商課宛報告ノコト發送ノコト
- 2 開會後ニ於テ到着シタル出品物ハ陳列出來難場合アルニ付必ス期日迄ニ到着スル様期日前可成速ニ發送ノコト
- 3 出品物送付先
 - 橫濱市中區伊勢佐木町
 - 野澤屋内三重縣物産宣傳即賣會宛
 - 合同運送店扱ニテ送付ノコト

一、賣上金ハ閉會後可成速ニ精算ノ上送金可致ニ付承知アリタシ

一、出品物選定 出品物ハ各品種毎ニ優良物産ヲ出品相成ルト共ニ可成色合形狀等ノ異ナルモノ竝該地方ノ嗜好ニ適スル物等適當ニ取交セ一種類ニセサル様御留意アリタシ

一、出品者出張方ノ件 即賣事務ハ野澤屋ニ於テ一切ヲ取扱フモ出品者ハ出品物ノ宣傳説明等ニ依リ即賣

ノ成績ヲ向上セシムルト共ニ各自商品ノ取引商談ノ爲可成店主又ハ代理者等ニ於テ會期中出張セラルル事ニ願ヒタシ

右出張者ノ宿泊所ハ横濱市南太田町野澤屋青年寄宿舎ヲ無料提供セラルルニ付御利用アリタシ但シ食費及寢具代一日壹圓以内ノ實費ヲ負擔セラレタシ(野澤屋ニ於ケル食費一日三食五拾錢夜具損料一夜四拾錢程度)

- 一、名所觀光寫真出品ノ件 會場内ニ本縣名所寫真ヲ陳列シ本縣物産宣傳ト相俟テ本縣觀光地ノ紹介ニ努メ度殊ニ同地ハ外國觀光客ノ往來頻繁ニシテ新春早々ノ催トシテハ相當効果アルモノト思料セラルルニ付左記要項ニヨリ奮テ御出品相成タシ
- 一、出品寫真ハ本縣内風光史蹟ニ關スル名所寫真ニ限ルコト
- 一、寫真ノ大キサハ可成四ツ切判ニ一定セラレタシ
- 一、寫真ハ提出ニ要スル額縁其ノ他ハ縣ニ於テ負擔ス
- 一、寫真ノ引伸シハ希望ニヨリ縣ニ於テ斡旋ス此ノ場合ハ出品者ニ於テ實費ヲ負擔セラレタシ
- 一、申込期日ハ十二月二十五日トス
- 一、寫真ノ出品料ハ一葉ニ付金五圓トス
- 一、出品料ハ出品申込ト同時ニ前納セラレタシ

●農第五、九九二號

昭和六年十二月二十一日

支 廳 長 殿
各 市 町 村 長 殿

内 務 部 長

産業組合現況調査ニ關スル件

來ル十二月末日現在ヲ以テ調査ヲ要スヘキ首題ノ件ニ關シ貴部内産業組合作用紙別便ヲ以テ送致候條御調査ノ上翌年一月十五日迄ニ必ス當廳ニ到着候様御報告相煩度此段及通牒候也

追テ本件調査書ハ支廳管内組合ハ支廳長ニ、河藝郡、鈴鹿郡、安濃郡、津市及北牟婁郡内組合ハ直接縣廳ニ、其ノ他ノ各郡市内産業組分ハ其ノ部内管轄産業組合地方駐在員ヲ經由御進達相成度申添候

昭和六年十二月二十一日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三 重 縣 廳

三重縣津市下部田千六百十九番ノ二

印刷所 三 重 縣 印 刷 所

振替口座番號 名古屋一四五〇六番